

29 日 獣 発 第 129 号

平成 29 年 7 月 18 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

## 平成 29 年度の秋以降に備えた高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の強化について

このことについて、平成 29 年 6 月 29 日付け 29 消安第 1755 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームから「平成 28 年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」が公表されたことを受け、同報告書の提言のうち「人・車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの農場内及び家きん舎内への侵入の防止」に示されている発生予防対策につき、家きん飼養農場に対する情報提供及び指導又は助言を徹底するよう、通知するものです。

については、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

29消安第1755号  
平成29年6月29日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成29年度の秋以降に備えた高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

29消安第1755号  
平成29年6月29日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成29年度の秋以降に備えた高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の強化  
について

本日、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームから、「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」が公表されたところです。

同報告書において、

- ・ 今後も、春から夏にかけて、アジアを含む様々な地域からウイルスを保有した渡り鳥が北方の営巣地や中継地に飛来し、それらの地域でウイルスが維持され、秋以降、渡り鳥の飛来により、我が国にウイルスが持ち込まれることが懸念されること、
- ・ このため、平成29年度シーズン（本年10月頃から翌年5月頃）に向け、全ての関係者が一体となって、全国的にさらに厳重な防疫体制を構築する必要がある旨提言されたところです。

つきましては、平成29年度の秋以降に備え、同報告書の提言のうち、「人・車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの農場内及び家きん舎内への侵入の防止」に示されている発生予防対策について、貴都道府県の家きん飼養農場に対する情報提供及び指導又は助言を徹底して実施していただきますようお願いいたします。

なお、この提言に基づく発生予防対策について、別添のとおりチェックポイントとして取りまとめましたので、情報提供及び指導又は助言の際に御活用下さい。

# 予防対策の重要ポイント



- ① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止
  - ・ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
  - ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
  - ・ 上記措置の記録
- ② 野生動物対策
  - ・ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
  - ・ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
  - ・ 上記措置の定期点検

## 高病原性鳥インフルエンザ予防対策チェックリスト

### 衛生管理区域の設定

1 農場を、衛生管理区域(ウイルスの侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域)とそれ以外の区域とに分け、柵やロープ、コーンの設置などにより、両区域の境界が分かるようにしているか(飼養衛生管理基準2関係)。

2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないよう、衛生管理区域の出入口付近に看板などを設置しているか(飼養衛生管理基準3関係)。

### 人や物によるウイルスの持ち込み防止

3-1 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備(消毒薬噴霧器、踏込消毒槽、消石灰帯など)を設置し、立ち入る全ての者が例外なく、手指の洗浄又は消毒、靴の消毒を実施しているか(飼養衛生管理基準5関係)。

3-2 上記3-1を確実に実施するため、立ち入る全ての者(従業員に対する教育、指導が十分行われており、確実に対策を実施していると判断できる農場においては、通常業務で立ち入る場合の従業員を対象外として差し支えない。以下同じ。)について、入場の記録(氏名、日時、必要な措置の実施の有無など)を取っているか。

3-3 上記3-1に用いる消毒薬については、交換頻度を決め、交換しているか。

3-4 上記3-3を確実に実施するため、実施の記録(実施者、日時など)を取っているか。

4-1 衛生管理区域専用の衣服(上から着用するものでも可)及び靴(上から着用するブーツカバーでも可)を設置し、衛生管理区域に入る全ての者が例外なくこれを使用しているか(飼養衛生管理基準6関係)。

4-2 上記4-1を確実に実施するため、衛生管理区域に入る全ての者について、入場の記録(氏名、日時、必要な措置の実施の有無など)を取っているか。

5-1 家きん舎ごとの専用の靴(上から着用するブーツカバーでも可)を設置し、家きん舎に入る全ての者が例外なくこれを使用しているか(飼養衛生管理基準6関係)。

5-2 上記5-1を確実に実施するため、家きん舎に入る全ての者について、入場の記録(氏名、日時、必要な措置の実施の有無など)を取っているか。

6 頻繁に家きん舎を出入りする作業について、ウイルスの持ち込み防止の観点から、出入りの頻度を最小限にするよう作業のやり方の見直しを行っているか。

### 車両によるウイルスの持ち込み防止

7-1 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備(消毒薬噴霧器、車両用消毒槽、車両用消毒ゲート、消石灰帯など)を設置し、入場する全ての車両に対する消毒を実施しているか。(飼養衛生管理基準4関係)

7-2 上記7-1を確実に実施するため、入場する全ての車両について、入場の記録(車両情報、日時、必要な措置の実施の有無など)を取っているか。

7-3 上記7-1に用いる消毒薬については、交換頻度を決め、交換しているか。

7-4 上記7-3を確実に実施するため、実施の記録(実施者、実施日時など)を取っているか。

#### 野生動物対策

8-1 野鳥などの野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットなどを設置するとともに、定期的にその破損状況を確認し、破損箇所がある場合には修繕しているか(飼養衛生管理基準12及び13関係)。

8-2 上記8-1に関連し、家きん舎の壁と集卵ベルトや除糞ベルトとの隙間、排水溝を塞ぐなど、野生動物の侵入防止対策を行っているか(飼養衛生管理基準12及び13関係)。

8-3 上記8-1及び8-2に関連し、オールアウトなどの機会を活用し、家きん舎内部から、家きん舎の壁や床、天井などに破損や隙間がないか確認しているか。

9 死亡家きんは、家きん舎内に放置せず、速やかに家きん舎の外に持ち出し、適切に保管又は処理しているか。(死亡率の上昇が見られた場合には家畜保健衛生所に通報する。)

10 家きん舎周辺を清掃(草刈りや樹木の剪定を含む。)し、整理・整頓し、フェンスを設置するなど、野生動物を寄せ付けない対策を行っているか。

11 家きん舎内において、薬剤やトラップを使用するなどにより、ねずみ等の野生動物対策を実施しているか。(飼養衛生管理基準13関係)

12 野生動物の侵入を防止するため、家きん舎の出入りを要する作業中であっても、家きん舎の出入口をこまめに閉じているか。

13 農場に池などの水辺が隣接している場合、季節を限って水を抜く、水辺を防鳥ネットで覆う、反射テープを設置するなど、当該水辺に野鳥を寄せ付けない対策を実施しているか。

14 家きん舎で猫を飼養していないか(ネズミ対策であっても、家きん舎での猫の飼養は、ウイルスを持ち込む可能性があるので避けることが望ましい)。